

## 熊本県介護人材確保・職場環境改善等事業補助金 交付要項

### (趣旨)

第1条 熊本県（以下「県」という。）は、「令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業 実施要綱」（令和7年2月7日付け老発0207第3号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき、介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、介護現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する介護サービス事業所又は介護保険施設（以下「介護サービス事業所等」という。）に対して、職場環境等の改善又は人件費の改善を行うために必要な費用を補助することを目的として、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及びこの要項の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

なお、本事業の補助額は、当該補助金の交付の決定を受ける者（以下「補助事業者」という。）が、熊本県国民健康保険団体連合会（以下「県国保連」という。）に送付する請求情報による介護報酬総額に基づき県国保連が算定した額とされる仕組みであることに伴い、補助金交付に係る事務の一部を県国保連に委託する。

### (補助の対象)

第2条 補助の対象は、国実施要綱「4 対象事業所及び対象者」及び「6 補助金の要件」のいずれも満たす介護サービス事業所等とする。

なお、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売並びに居宅介護支援及び介護予防支援については、本事業の対象外とする。

### (補助額等)

第3条 補助額の算出方法は、国実施要綱「5 補助額」によるものとし、補助額は、補助事業者が県国保連に送付する基準月に係る請求情報による介護報酬総額に基づき、県国保連が算定した額とする。

なお、基準月は、原則として、令和6年12月とするが、12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各介護サービス事業所等の判断により、令和7年1月、2月又は3月の任意の月を対象月とすることができるものとする。

### (補助金の交付対象事業者の決定)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、熊本県介護人材確保・職場環境改善等事業補助金の交付決定及び支払に係る申請書兼請求書及び留意事項に対する同意書（別紙様式1）（以下、「同意書」という。）及び熊本県介護人材確保・職場環境改善等事業補助金計画書（別紙様式2-3及び別紙様式2-4）（以下、「計画書」という。）を、令和7年4月15日までに知事に提出することと

し、知事は、当該計画書の内容を審査のうえ補助金を交付すべき事業者として適当と認めるときは、補助金交付対象事業者決定通知書（別紙様式6）を申請者に交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 規則第3条に規定する交付申請については、第4条により決定された補助金交付対象事業者が、知事に提出した同意書をもって、第3条の規定により県国保連が算定した額の交付を申請したものとする。

（変更の届出）

第6条 補助事業者は、国実施要綱「8 都道府県知事への提出」の（4）の①又は②のいずれかに該当することとなった場合は、知事に変更に係る届出書（別紙様式4）を提出するものとする。

（補助金の交付及び交付決定）

第7条 知事は、第5条に規定する交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定したうえ、その決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付決定通知書（別紙様式7）を補助事業者に交付するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第13条に規定する実績報告は、熊本県介護人材確保・職場環境改善等事業補助金実績報告書（別紙様式3-1及び別紙様式3-2）により、令和7年10月31日までに行わなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 規則第14条に規定する補助金の額の確定通知は、交付確定通知書（別紙様式8）により行うものとする。

（補助金の請求）

第10条 規則第16条に規定する補助金の請求は、第4条に定める同意書の提出をもって行ったものとする。

（補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別紙様式5）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(検査及び報告等)

第12条 知事は、補助金の適正な支出のため、必要に応じて補助事業者に対し検査、報告その他必要な措置を求めることができる。補助事業者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第13条 補助事業者は、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。